平成２４年（フ）第５２号
長野県佐久市蓬田67番地
債務者　岩月とも江
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月12日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２４年（フ）第３０号
島根県鹿足郡吉賀町六日市439番地３
債務者　茅原　定夫
1　決定年月日時　平成24年９月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月29日午後１時５分
松江地方裁判所益田支部

平成２４年（フ）第８６３号
東京都三鷹市中原３丁目12番６－407号
債務者　久野　美紀
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月30日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１１３９８号
東京都中野区江原町２丁目20―10―301
債務者　石川　省三
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１４３２号
東京都世田谷区八幡山３丁目37－８－102
債務者　佐藤　公一
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１４７６号
東京都新宿区信濃町４　双葉荘101
債務者　福田　憲史
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４８７号
静岡県焼津市田尻2017番地　清田ハイツ108号、旧住所静岡県焼津市中新田1623番地の１千味
債務者　村山　　登
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月４日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４５７号
静岡市葵区上伝馬６番１号、旧住所静岡市葵区秋山町19番２号
債務者　前田富美子
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月30日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１５１号
沖縄県うるま市字喜屋武394番地１　照屋アパート201
債務者　宇良　　建
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月12日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第１９４号
北海道足寄郡足寄町北３条２丁目５番地１
債務者　栗生己喜夫
1　決定年月日時　平成24年９月26日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第１９８号
中川郡幕別町字日新34番地の554
債務者　本田　公敏
1　決定年月日時　平成24年９月26日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第５２５号
静岡市駿河区池田898番地　ウィンリィ池田103号、旧住所静岡市駿河区小鹿417番地の４
債務者　長谷川靖芳
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月14日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１３６４号
東京都北区豊島５丁目５－７－214
債務者　今井　　闊
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１３８２号
東京都目黒区目黒本町４丁目24―27―102
債務者　光山　昌孝
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１３８５号
東京都大田区南蒲田２丁目10―12　関根方
債務者　石原　邦二
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１３８６号
東京都葛飾区鎌倉２丁目17－３－107
債務者　佐藤　里志
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部